

別紙1 様式1

秘密保持誓約書（参加資格者用）

福岡県柳川市橋本町 631 番地 7  
有明生活環境施設組合 御中  
福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号  
株式会社タクマ九州支店 御中

「(会社名)： \_\_\_\_\_」(以下、「弊社」といいます。)は、有明環境施設組合(以下、「貴組合」といいます。)及び株式会社タクマ九州支店(以下、「貴社」といいます。)に対し、有明ひまわりセンター第2期包括的運営事業の募集(以下、「本件募集」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）

1 本件秘密情報とは、本件募集に関し貴組合または貴社から開示されたすべての情報をいい、その中には以下の各号に掲げるものが含まれます。

- (1) 本件募集に関し、貴組合から配布された資料
- (2) 本件募集に関し、貴組合から閲覧に供された資料
- (3) 本件募集に関する質疑回答において、貴組合または貴社から開示された情報及び資料

2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示前から既に公知であった情報
- (2) 開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
- (3) 弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (4) 法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）

1 弊社は、本件秘密情報を本件募集に参加する目的以外に使用せず、貴組合及び貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

2 弊社は、本件募集に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。

3 弊社は、貴組合及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、本件秘密情報を社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。

4 弊社は、貴組合または貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

### 第3条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴組合または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

※ 著作物や営業秘密でないものについても、本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができる。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合及び貴社に対し、違約金としてそれぞれ金 500,000,000 円を支払い、また、当該違反によって貴組合及び貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

### 第4条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件募集が終了した後、貴組合及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

### 第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴組合または貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

### 第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件募集が終了した後も存続するものとします。

### 第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

令和 年 月 日

上記誓約いたします：(会社名)